

行橋市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、性的マイノリティが抱える社会的障害を解消することを目指し、市民がそれぞれの個性に応じて、自分らしく人生を歩むことによる自己実現を支援することにより、もって行橋市人権教育・啓発基本計画に定める基本理念の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、継続的に協力して日常生活を営むことを約した両者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者において、双方又は一方に未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）があり、その者と生計が同一にし、かつ、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップを形成しようとする者が、市長に対して、パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思があることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市の区域内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める自治体（以下「構成自治体」という。）において、第5条第1項に規定する受領証に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告の対象者の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が行橋市内に住所を有し、又は行橋市内への転入を予定していること。ただし、当該宣誓又は申告をしようとする者の双方又は一方が外国籍であるときは、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者（当該宣誓をしようとする者が翻訳した場合にあっては、当該宣誓又は申告をしようとする者）の氏名を記入したものに限る。）

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) 次条に規定する宣誓書又は同条第7項に規定する申告書に未成年の者の氏名を記載する場合は、当該子がパートナーシップにある者の一方の子であり、かつ、生計が同一であること。

2 民法第734条及び第735条の規定は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓又は申告について準用する。ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

（宣誓又は申告の方法）

第4条 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に署名するものとする。この場合において、15歳以

上の未成年の子についてファミリーシップにあることを宣誓しようとするときは、当該子は職員の面前において宣誓書に署名するものとする。

2 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、行橋市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）。

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号ただし書により宣誓書を提出した者の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓日以後3月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項に規定する宣誓書の署名において、当該宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら記入することができないと認めるとき、又は15歳以上の未成年の子が署名することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

5 市長は、宣誓書に署名をした者及び宣誓書に署名をした15歳以上の未成年の子が本人であることを確認する場合においては、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等のうち、宣誓しようとする者の顔写真が貼付されたものその他市長が適当であると認める書類

6 市長は、宣誓をしようとする者において一方の立会いが困難であることについて、やむを得ない理由があると認めたときは、他方を受任者とする委任状の作成及びその提出により、宣誓があったものとみなすものとする。この場合において、委任状は、第2項に掲げる書類に添えて、市長に提出しなければならない。

7 宣誓をする者のうち、住所の異動前の自治体において、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明として受領証等類似書類の交付を受け、パートナーシップの関係（事実上の婚姻関係を除く）又はファミリーシップを継続していることを申告するものは、職員の面前においてパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に所定の事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

8 市長は、前項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等のうち、申告しようとする者の顔写真が貼付されたものその他市長が適当であると認める書類

9 第7項の申告において代筆が必要な場合は、第4項の規定を準用する。

(受領証等の交付)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書又は申告書に署名をした者から提出された書類を審査し、適当であると認めるときは、当該宣誓又は申告書に署名をした者に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、行橋市への転入を予定しているものには、転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、第4条第3項の規定に基づき、住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び受付票の提出があったときに、受領証及び受領カードを交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により、申告をした者に受領証を交付したときは、当該受領証を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する構成自治体に通知するものとする。

（通称名の使用）

第6条 市長は、宣誓又は申告をしようとする者において、性自認への抵抗感その他特に理由があると認める場合は、宣誓書、申告書、受領証及び受領カードにおいて、通称名を使用することができる。

（受領証等の再交付）

第7条 第5条の規定により受領証及び受領カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領カードを紛失し、毀損し、又は汚損したことにより、再発行を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）をもって、申請するものとする。この場合において、紛失等の理由により返還できない場合は、発見後速やかに返還しなければならない。

2 第4条第5項の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、受領証又は受領カードを再交付するものとする。

(宣誓又は申告内容等の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書又は申告書に記載した事項に変更があったときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼受領証等再交付申請書(様式第7号。以下「変更届兼再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 変更届兼再交付申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第4条第5項各号に掲げるいずれかの書類

(2) 前項に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類

3 市長は、変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、受領証及び受領カードを再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号)に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 一方が死亡した場合

(3) 双方ともに行橋市外へ転出した場合(第4条第7項及び第11条第1項に定める場合は除く。)

(4) 宣誓者の双方が受領証及び受領カードを必要としなくなったとき。

(5) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。

(子の氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第9号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された子に係る受領証及び受領カードから当該子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第4条第5項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出された場合においては、速やかに内容を審査し、適当であると認めたときは、宣誓者に対して、当該子の氏名を削除した受領証及び受領カードを送付するものとする。

（自治体間での相互利用）

第11条 宣誓者が、次に掲げる自治体へ転出する場合であつて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第10号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

(1) 本市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」（以下「協定」という。）を締結している自治体

(2) 福岡県が協定を締結している福岡県内の市町村

(3) 福岡県が協定を締結している他都道府県

(4) 前号の他都道府県と協定を締結している当該都道府県内の市町村

2 次に掲げる自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

(1) 本市が協定を締結している自治体

(2) 福岡県が協定を締結している福岡県内の市町村

(3) 福岡県が協定を締結している他都道府県

(4) 前号の他都道府県と協定を締結している当該都道府県内の市町村

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第9条第1号及び第

2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、受領証等類似書類を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続使用している受領証及び受領カードの再交付については、第7条の規定を準用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。